

令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務仕様書

1 目的

一乗谷の歴史的価値や一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下、「博物館」という。）の魅力などを県外に広く周知することにより、認知度向上と誘客拡大を図る。

2 業務名

令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務（以下、「本業務」という。）

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、企画提案の内容等を踏まえて調整を行う。

5 業務内容

(1) 広報キャラバン業務

広報キャラバンを編成し、県外のイベントなどにおいて、博物館チラシやノベルティ配布等により、一乗谷および博物館を広く周知する。

① 広報キャラバンの人員

1つの活動先に2名以上（博物館職員は同行しないものとする。）

② 実施期間および実施回数

実施期間は、契約日から令和9年3月までの期間とする。また、実施回数は、県外において5回以上とする。

③ PR活動先

以下、いずれかに該当する効果的な活動先を5か所以上提案すること。

活動地域：北陸新幹線沿線都県（長野県、群馬県、埼玉県、東京都）
関西圏、中京圏

ターゲット層：若年層

ファミリー層

④ PR内容

以下に該当する活動内容を提案すること。

- ・博物館、特別展・関連イベントの紹介等を含め、一乗谷の歴史的価値や博物館の魅力の魅力をPRできるものとする。
- ・ターゲット層に応じたPR方法を取る。
- ・ワークショップ等、子ども連れが楽しめる内容を企画すること。
- ・活動先の管理者・主催者等の関係者と連携し、活動において必要な告知等を行うこと。また、SNSや地元メディア等を活用し、活動先の地域に向けた事前広報に努めること。
- ・本活動先に訪れた方々の博物館来館につながる仕組みづくりを講じること。
- ・本活動において博物館が管理する貸与・提供物品を最大限活用すること。

【貸与・提供物品（予定）】

博物館リーフレット、特別展やイベント等のチラシ・ポスター、のぼり、スタッフ用Tシャツ（半袖）等

※詳細は添付資料「貸与・提供物品一覧」を参照

⑤ シシカゲの活用

博物館マスコットキャラクター「シシカゲ」を積極的に活用すること。なお、

活用にあたっては博物館と調整のうえ実施すること。また、博物館キャラクター「シシカゲ&おコマ」のイラストを使用する場合も同様。

⑥準備関係業務

ア 備品の確保

- ・業務に必要な備品（福井県（以下、「県」という。）から提供するものを除く）は受託者において手配すること。
- ・備品の確保に必要な経費は見積額に含めること。

イ 移動運搬車両の確保

- ・業務に必要な車両は受託者において手配し、移動に必要な一切の経費は見積額に含めること。
- ・必要に応じ、受託者において、冬用タイヤおよび冬用チェーンを準備するなどの対策を講じること。
- ・業務に必要な物品（県からの貸与・提供物品等を含む）は、すべて受託者において運搬すること。

⑦PRブース出展・設営・運営等業務

ア PRブース出展調整

- ・活動先担当者との出展調整は県の指示のもと受託者が行い、その結果を県に報告すること。
- ・具体的な出展日時およびブースレイアウトに関して、県と調整を行うこと。

イ PRブース設営・撤去業務

- ・受託者においてパネル、イーゼル等の必要物品を手配すること。

ウ PRブース運営業務

- ・円滑な運営が可能となるよう、責任者を配置してブース運営を行うこと。

⑧アクシデントおよびクレームの対応

- ・活動先または移動中において、何らかのアクシデントにより、急遽、日程や訪問スタッフ等の変更を余儀なくされた場合は速やかに活動先に報告し、適切な対応をとること。なお、その変更内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告のうえ指示を仰ぐこと。
- ・活動先においてクレームがあった場合は、速やかに上位の責任者等に報告および指示を仰ぎ適切な対応を取ること。なお、その内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告のうえ指示を仰ぐこと。
- ・受託者は、広報キャラバンの派遣中に生じたアクシデントまたはクレームについて、解決に向けて誠意のある対応を取ること。またその対応の経過について、速やかに県に報告すること。
- ・受託者側に起因するアクシデントについて、県は一切の経費負担を行わない。

⑨スタッフの行動規範

スタッフの派遣に際しては、移動中の事故等がないよう交通規則を遵守させるとともに、たとえ休憩中であっても社会規範を逸脱した行為を行わないよう徹底すること。（例：禁煙場所での喫煙、大声での談話等）

⑩管理運営業務

県からの貸与・提供物品を、受託者において適切に使用するとともに、紛失、盗難等がないよう責任を持って保管・管理すること。また、受託者の責に帰すべき理由によりこれらの物品が滅失またはき損したものと県が認めた場合、受託者は遅滞なく自己の費用においてこれを滅失またはき損前のものと同程度に復旧修理すること。

⑪報告

- ・当日のタイムスケジュール、PR内容、責任者および担当者等を記載した活動概要書を活動5日前までに県に提出すること。

- ・活動日当日中に、博物館 SNS 掲載用の写真を県担当者に提出すること。
- ・各活動後 5 日以内に、実施報告書（実施概要や実績、記録写真等）を県に提出すること。

(2) ノベルティ制作業務

(1) の広報キャラバンで配布するノベルティを 2 種類以上（通年配布用および博物館マスコットキャラクター「シシカゲ」登場で限定配布用）制作すること。なお、デザインについては県担当者と協議の上、決定すること。

①ノベルティに掲載する情報

- ・博物館のロゴマーク、またはあさみゅーマーク
- ・博物館キャラクター「シシカゲ&おコマ」
- ・その他必要と思われる情報

②数量

合計 6, 0 0 0 個程度

③納品物管理

上記 (1) ⑩に準ずるものとする。

(3) 特別展開催に係る広報業務

特別展開催にあたり、県が提供する告知用ポスターおよびリーフレット（いずれもデータ）を活用した広報業務について、次の条件により提案を行うこと。なお、実施に際しては、提案をもとに博物館と協議のうえ決定するものとする。

①広報手段

デジタルサイネージや電子看板など、街角や施設内において一般の方々の目に触れる媒体を使用し掲出すること。

②広報地点

金沢市内において、広報に効果的な地点を 1 か所以上選定すること。

③掲出時期および頻度

- ・令和 8 年 8 月 1 6 日（日）までの誘客 PR 効果が見込まれる時期において、計 7 日以上掲出すること。
- ・掲出日の連続、非連続は問わない。また、時期が複数に分かれることも差し支えない。

④その他

第 1 案に加え、同程度の見積額において地点や時期、掲出頻度等を適宜変化させた別案（①～③の条件は満たすこと）を提案することも可とする。別案の提案数は制限しない。

【参考】特別展概要

タイトル：夏季特別展

「清雅なる紙の往来～紙がつなぐ朝倉文化～」(仮)

開催期間：令和 8 年 7 月 1 8 日（土）～8 月 3 0 日（日）

内 容：朝倉氏が越前産の紙を贈り物や文書・典籍の用紙として使っていたことに着目し、紙をめぐる文化交流について紹介。

関連イベント

- ・歴史講座「朝倉氏の古典享受・愛蔵本を御紹介！」

開催日程：令和 8 年 7 月 2 6 日（日）

- ・記念講演「乱世を生きた朝倉の女たち」

開催日程：令和 8 年 8 月 9 日（日）

- ・戦国儀式再現「秋十五番歌合」

開催日程：令和 8 年 8 月 2 9 日（土）

6 業務実施上の条件

(1) 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに県と打合せを行い、業務実施計画書を提出するものとする。なお、業務実施計画書には以下の事項を記載するものとする。

- ①業務工程
- ②業務体制（組織図、人員配置図、名簿等）
- ③連絡責任者

(2) 本業務に従事する者の要件

前項に関し、本業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）に対する要件は以下のとおりとする。

- ①本業務を円滑に遂行することができる能力を有する人員を適切に配置すること。
- ②配置する業務従事者は、指揮監督する総括責任者1名、業務責任者1名以上、担当者1名以上とすること。

7 費用負担

- ・本業務に係る費用については全て受託者が負担するものとする。
- ・後年度において費用負担（著作権など）が発生する出演者、音楽、ナレーション等を起用する場合は、その費用を事前に提示すること。
- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例等に基づいた各許認可の手続については原則として受託者が行い、係る経費については契約金額に含むこと。

8 著作権

- ・写真、映像、音楽等の素材の使用に関して著作権の許諾の必要な場合は、受託者で手続きを行うこと。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

9 成果品

(1) 成果品

以下の成果品をそれぞれ県が指定する日までに提出すること。

- ・業務完了報告書（任意様式）
 - ・各業務で作成した原稿およびビジュアル等一式
 - ・その他本業務で取得または作成した資料一式
- ※電子データの作成には、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint等、また、画像についてはJPEG、PNG等、動画についてはWMV、MPEG4、MOV等の形式を原則とすること。
- ※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

(2) 納入先

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

10 守秘義務

- ・受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後も同様とする。
- ・受託者は、委託業務の実施において、＜別紙1＞「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- ・受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号) および<別紙2>「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1.1 特記事項

- 本業務の実施において、県担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き県に帰属する。
- 業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- 業務実施に係る物品等の調達については、地域活性化の観点を考慮すること。
- 業務実施に係る事案が生じた場合には、速やかに県担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。